

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和5年4月27日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官  
(説明員) (給与局)  
井手給与第三課長

### 議題

人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）等の一部改正について

### 議事の概要

- 議題「人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）等の一部改正について」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則9—129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30(特殊勤務手当)の特例)等の一部改正について

令和5年4月27日  
給 与 局

- 現在、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)から国民の生命及び健康を保護するための措置に係る作業について、以下の手当(以下「新型コロナ特例手当」という。)を措置している。(人事院規則9—129第7条)

- ・ 国民の生命・健康の保護のための緊急措置に係る作業に従事した場合(第1項第1号)  
1日当たり原則 3,000 円を支給(第2項第1号)
- ・ 国民の生命・健康の保護のためのその他の措置に係る作業に従事した場合(第1項第2号)  
1日当たり原則 1,000 円を支給(第2項第2号)

- 令和5年1月27日、厚生科学審議会感染症部会において、新型コロナについて、オミクロン株は発生初期と比較して重症度が低下しているとの認識が示され、同日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、特段の事情が生じない限り同年5月8日から新型コロナを季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置付ける方針が示された。
- 新型コロナ特例手当は、その治療法、重篤化リスク等について十分に解明されていない状況下で行う新型コロナの対応に係る作業の精神的緊張や健康リスクに着目して措置したものであるが、上記のとおり、これらの要素が低減してきていることから、新型コロナ特例手当を廃止するため、以下の人事院規則等の一部改正を行う。

## 1 人事院規則9—129

- (1) 新型コロナ特例手当を規定している第3章を削除する。
- (2) 今後、新型コロナの変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなり、あらためて新型コロナの対応業務に係る特例手当の措置が必要となった場合に、現行の規則第8条に基づき速やかに対応できるよう、同条の規定を改正する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

## 2 昭和38年人事院公示第5号

上記1の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任に係る規定について、所要の規定の整備を行う。

### 【公布日・施行日】

新型コロナが5類感染症となる日(令和5年5月8日予定)に公布、同日施行

以 上